

実習免除指定施設及び職種について

<必ずご確認ください>

■本表における相談援助業務についての留意点・注意点(社会福祉振興・試験センターのホームページより)

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社第29号)」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。下表の相談援助の実務経験と認められる施設種別・職種で必要年数以上従事した経験がある方は、出願の際に申告(「実務経験証明書」・「実務経験申告書」等の提出)をすることでソーシャルワーク実習が免除できます。

■以下の表に示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

	番号	施設種別		職種
地域保健法	1	保健所		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員/精神保健福祉士/精神科ソーシャルワーカー/心理判定員
児童福祉法	2	児童相談所	「児童福祉法」に規定するもの。 「児童相談所運営指針の全部改正について」(令和6年3月30日付けこ支産第164号)に規定するもの。	児童福祉司/児童心理司 受付相談員/相談員/電話相談員/児童指導員/保育士
	3	母子生活支援施設		母子支援員/母子指導員/少年を指導する職員/個別対応職員/自立支援担当職員
	4	児童養護施設		児童指導員/保育士/個別対応職員/家庭支援専門相談員/職業指導員/里親支援専門相談員/自立支援担当職員
	5	障害児入所施設		児童指導員(注意2)/保育士(注意3)
	6	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る)		児童発達支援管理責任者/心理担当職員
	7	児童心理治療施設		児童指導員/保育士/個別対応職員/家庭支援専門相談員/自立支援担当職員
	8	児童自立支援施設		児童自立支援専門員/児童生活支援員/個別対応職員/家庭支援専門相談員/職業指導員/自立支援担当職員
	9	児童家庭支援センター		相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言・指導等を行なう職員)
	10	里親支援センター		里親制度等普及促進担当者/里親等支援員/里親研修等担当者/家庭支援専門相談員/自立支援担当職員/養親等相談支援員
	11	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く)	指定児童発達支援事業を行なう施設	指導員(注意1)/児童指導員(注意2)/保育士(注意3)/障害福祉サービス経験者(注意4)/児童発達支援管理責任者/機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
			基準該当児童発達支援事業を行なう施設	指導員(注意1)/児童指導員(注意2)/保育士(注意3)/障害福祉サービス経験者(注意4)/児童発達支援管理責任者
			指定放課後等デイサービス事業を行なう施設	指導員(注意1)/児童指導員(注意2)/保育士(注意3)/障害福祉サービス経験者(注意4)/児童発達支援管理責任者/機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
基準該当放課後等デイサービス事業を行なう施設			指導員(注意1)/児童指導員(注意2)/保育士(注意3)/障害福祉サービス経験者(注意4)/児童発達支援管理責任者	
指定居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設			児童発達支援管理責任者/訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)(注意1)	
指定保育所等訪問支援事業を行なう施設			児童発達支援管理責任者/訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)(注意1)	
12	障害児相談支援事業を行う施設		相談支援専門員/相談支援員	
医療法	13	病院		次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動/退院後生活環境相談員
	14	診療所		
身体障害者福祉法	15	身体障害者更生相談所		身体障害者福祉司/心理判定員/職能判定員/ケース・ワーカー
	16	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター(A型、B型)	身体障害者に関する相談に応ずる職員
			在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター	
17	精神保健福祉センター	右の職種は、いずれも精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員に限る。	精神保健福祉相談員/精神保健福祉士/精神科ソーシャルワーカー/心理判定士	

	番号	施設種別		職種
生活保護法	18	救護施設		生活指導員
	19	更生施設		
社会福祉法	20	福祉に関する事務所	「社会福祉法」第15条に規定するもの。	指導監督を行う所員(査察指導員) 現業を行う所員(現業員)
			「身体障害者福祉法」第11条2に規定するもの。	身体障害者福祉司
			「知的障害者福祉法」第13条に規定するもの。	知的障害者福祉司
			「老人福祉法」第6条及び第7条に規定するもの。	社会福祉主事(老人福祉指導主事)
			「家庭児童相談室の設置運営について」別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定するもの。	家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事) 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)
			「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」に規定するもの。	面接相談員
			「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第11条に規定するもの。	女性相談支援員
			「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第8条に規定するもの。	母子・父子自立支援員
			「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の要領3(1)に規定するもの。	就労支援事業に従事する就労支援員
			「生活保護法」第55条の7に規定するもの。	被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	21	女性相談支援センター		相談支援員/心理支援員/女性相談支援員
	22	女性自立支援施設		入所者の自立支援を行う職員
知的障害者福祉法	23	知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司/心理判定員/職能判定員/ケース・ワーカー
老人福祉法	24	養護老人ホーム	盲養護老人ホーム含む	生活相談員
	25	特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームを含む	
	26	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム(ケアハウス含む)	生活相談員
			都市型軽費老人ホーム	主任生活相談員/生活相談員
			軽費老人ホーム(A型)	
		軽費老人ホーム(B型)	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員	
	27	老人福祉センター	老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型)	相談・指導を行う職員
	28	老人短期入所施設	指定短期入所生活介護事業所/指定介護予防短期入所生活介護事業所※地域密着型含む	生活相談員
29	老人デイサービスセンター	指定通所介護事業所/指定地域密着型通所介護事業所/指定介護予防通所介護事業所/単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所/単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所		
30	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)		相談援助業務を行っている職員	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	31	母子・父子福祉センター		母子及び父子の相談を行う職員
介護保険法	32	指定介護老人福祉施設	※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	生活相談員/介護支援専門員
	33	介護老人保健施設		支援相談員/介護支援専門員
	34	介護医療院		介護支援専門員
	35	指定介護療養型医療施設		介護支援専門員
	36	地域包括支援センター	※保健師、主任介護支援専門員等 ※介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、ケアマネジメント支援事業、認知症初期集中支援推進事業に限る。	包括的支援事業に係る業務を行う職員(注意5)
障害者総合支援法	37	障害者支援施設		生活支援員(注意7)/就労支援員/サービス管理責任者
	38	地域活動支援センター		指導員(注意7)
	39	福祉ホーム		管理人
	40	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員(注意7)/サービス管理責任者
			自立訓練(機能訓練・生活訓練)を行う施設	生活支援員(注意7)
			訪問により自立訓練(機能訓練)を行う施設	
			就労移行支援を行う施設	職業指導員(相談援助を行う場合に限る)/生活支援員(注意7)/就労支援員/サービス管理責任者
			認定就労移行支援を行う施設	職業指導員(相談援助を行う場合に限る) 生活支援員(注意7)
			就労継続支援を行う施設(A型)	
			就労継続支援を行う施設(B型)	
指定就労定着支援を行う施設			就労定着支援員/サービス管理責任者	
指定自立生活援助を行う施設	サービス管理責任者/地域生活支援員			

	番号	施設種別	職種	
障害者総合支援法	41	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
	42	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員／相談支援員	
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	43	授産施設	指導員	
	44	宿所提供施設		
	45	乳児院	児童指導員／保育士／個別対応職員／ 家庭支援専門相談員／里親支援専門相談員	
	46	有料老人ホーム	生活相談員	
	47	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「指定居宅サービス」に該当する「特定施設入居者生活介護」をいう。	
	48	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「指定地域密着型サービス」に該当する「地域密着型特定施設入居者生活介護」をいう。	生活相談員 計画作成担当者
	49	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護保険法に基づく「介護予防サービス」に該当する「介護予防特定施設入居者生活介護」をいう。	
	50	身体障害者更生援護施設	肢体不自由者更生施設	生活支援員(注意7)
			視覚障害者更生施設	
			聴覚・言語障害者更生施設	
			内部障害者更生施設	
			身体障害者療護施設	
			身体障害者授産施設(入所・通所)	
	51	身体障害者福祉工場	「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」に規定	指導員(注意7)
	52	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士／精神障害者社会復帰指導員
			精神障害者授産施設(入所・通所・小規模通所)	
			精神障害者福祉工場	
			精神障害者福祉ホーム	管理人
	53	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設(入所・通所)	生活支援員(注意7)
			知的障害者授産施設(入所・通所)	
			知的障害者小規模通所授産施設	
知的障害者通所療				
54	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員		
55	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員		
56	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定するもの	専門員 相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る)	
		市(特別区を含む)町村 社会福祉協議会	「社会福祉協議会活動の強化について」別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定するもの	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る)
57	市(特別区を含む)町村 社会福祉協議会		「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定するもの	専門員 相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る)
		58	児童デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行う職員
59	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員(注意2)／保育士(注意3) ／児童発達支援管理責任者 ／機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)		
60	指定発達支援医療機関	肢体不自由児施設支援	児童指導員(注意2) 保育士(注意3)	
		重症心身障害児施設支援 (国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの)		
61	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員 相談援助業務を行っているケースワーカー		

	番号	施設種別	職種	
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	62	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	
	63	刑事施設	刑務官／法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官	
	64	少年院	法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官	
	65	少年鑑別所	法務教官／法務技官(心理)	
	66	地方更生保護委員会	保護観察官	
	67	保護観察所	社会復帰調整官	
	68	更生保護施設	補導主任／補導員／福祉職員／薬物専門職員	
	69	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	
	70	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	
	71	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員／個別対応職員 ／自立支援担当職員	
	72	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設	相談援助業務を行っている職員	
	73	子育て短期支援事業を行っている母子生活支援施設		
	74	子育て短期支援事業を行っている乳児院		
	75	子育て短期支援事業を行っている保育所等		
	76	「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	
	77	「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設		
	78	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	79	「利用者支援事業」を行っている施設		
	80	「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員	
	81	「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員	
	82	「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	児童指導員(注意2)／保育士(注意3)	
	83	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	
	84	聴覚障害者情報提供施設		
	85	共同生活介護を行う施設		改正前の「障害者総合支援法」に規定するもの。
	86	療養介護を行う施設		「障害者総合支援法」に規定するもの。
	87	短期入所を行う施設		「障害者総合支援法」に規定するもの。
	88	重度障害者等包括支援を行う施設	「障害者総合支援法」に規定するもの。	
	89	共同生活援助を行う施設	「障害者総合支援法」に規定するもの。	
	90	知的障害児施設	知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種)	児童指導員(注意2) 保育士(注意3)
	91	知的障害児通園施設		
	92	盲ろうあ児施設	盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設	
93	肢体不自由児施設	肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設		
94	重症心身障害児施設		児童指導員(注意2)／保育士(注意3) ／心理指導を担当する職員	
95	指定相談支援事業を行う事業所	廃止前の「障害者自立支援法」に基づくもの。	相談支援専門員	
96	地域生活支援事業	「身体障害者自立支援」を行っている施設 「日中一時支援」を行っている施設 「障害者相談支援事業」を行っている施設 「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
97	「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設		地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	
98	「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設			
99	「精神障害者アウトリーチ推進事業」 を行っている施設	※医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療 法に規定する病院として必要な職員を除く。 ※99番は「精神障害者アウトリーチ推進事業の 実施について」、100番は「精神障害者地域生活 支援広域調整等事業について」、101番は「地域 生活支援事業等の実施について」に基づくもの。	相談援助業務を行っている職員	
100	「アウトリーチ事業」を行っている 施設			
101	「アウトリーチ支援」を行っている施設			

	番号	施設種別	職種	
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	102	指定通所介護を行う施設	生活相談員	
	103	基準該当通所介護を行う施設		
	104	指定地域密着型通所介護を行う施設		
	105	指定介護予防通所介護を行う施設		
	106	基準該当介護予防通所介護を行う施設		
	107	指定短期入所生活介護を行う施設		
	108	基準該当短期入所生活介護を行う施設		
	109	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設		
	110	基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設		
	111	第一号通所事業を行う施設(注意6)		
	112	指定通所リハビリテーションを行う施設		※介護老人保健施設において実施されているものに限る。
	113	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設		
	114	指定短期入所療養介護を行う施設		
	115	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設		
	116	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設		オペレーター
	117	指定夜間対応型訪問介護を行う施設		オペレーションセンター従業者
	118	指定認知症対応型通所介護を行う施設		生活相談員
	119	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設(老人デイサービスセンターを除く)		
	120	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	介護支援専門員
	121	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設		
	122	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設		
	123	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設		
	124	指定複合型サービスを行う施設		
	125	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	生活相談員/介護支援専門員
	126	居宅介護支援事業を行っている事業所	※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	介護支援専門員
	127	介護予防支援事業を行っている事業所	「介護保険法」第8条第26項に規定するもの。	担当職員
	128	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	「介護保険法」第115条の45第1項第1号ニに規定するもの。	
	129	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)		生活援助員
	130	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)	※「地域支援事業の実施について」に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っているもの。	相談援助業務を行っている生活援助員
	131	多くの高齢者が居住する集合住宅等		
	132	サービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている職員
	133	地域福祉センター		
	134	就労支援事業を行っている事業所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」3(1)に規定するもの。	就労支援員
	135	ひきこもり地域支援センター	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくもの。	ひきこもり支援コーディネーター 相談援助業務を行っている専任の職員
	136	地域生活定着支援センター		相談援助業務を行っている職員
	137	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所		相談援助業務を行っている相談員
	138	ホームレス自立支援センター		生活相談指導員
	139	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		相談援助業務を行っている職員
	140	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に基づくもの。	
	141	自立相談支援機関	自立相談支援モデル事業運営要項に基づくもの。	主任相談支援員/相談支援員/就労支援員/ 家計相談支援員
	142	家計相談支援モデル事業を行っている事業所		
	143	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	「生活困窮者自立支援法」に規定するもの。	主任相談支援員/相談支援員/就労支援員/ 就労支援準備担当者/家計改善支援員
	144	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所		
	145	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所		
	146	地域居住支援事業を行っている事業所		

	番号	施設種別	職種	
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	147	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	
	148	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員	
	149	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	150	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者	
	151	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定するもの。	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	152	訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定するもの。	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	153	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定するもの。	旧法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
	154	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人		訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	155	障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者／就業支援担当者／主任職場定着支援担当者／生活支援担当職員
	156	公共職業安定所		精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター
	157	教育機関	改正前の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」及び「教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」に基づくもの。	スクールソーシャルワーカー
	158	難病相談支援センター		難病相談支援員
	159	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」に基づくもの。	支援コーディネーター
	160	子ども家庭総合支援拠点	「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づくもの。	相談援助業務を行っている職員
	161	母子健康包括支援センター	改正前の「母子保健法」に規定するもの。	旧母子保健法第22条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
	162	地域若者サポートステーション	厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置されるもの。	相談援助業務を行っている職員
	163	子ども・若者総合相談センター	「子ども・若者育成支援推進法」に規定するもの。	相談援助業務を行っている職員
	164	中核機関	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置されるもの。	相談援助業務を行っている職員
	165	基幹相談支援センター	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づくもの。	相談援助業務を行っている職員
	166	家庭裁判所	「裁判所法」に基づくもの。	家庭裁判所調査官
	167	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	「児童福祉法」に基づくもので、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」に規定するもの。	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
	168	医療的ケア児支援センター	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に規定するもの。	医療的ケア児等コーディネーター
	169	日常生活支援住居施設	「生活保護法」に規定するもので、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」第10条に規定するもの。	生活支援員／生活支援提供責任者
	170	産後ケア事業を実施する施設	「母子保健法」に規定するもの。	母子保健法第17条に規定する相談に応ずる職員
	171	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくもの。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条の婦人相談員
	172	若年被害女性等支援事業を行っている事業所	「若年被害女性等支援事業の実施について」に基づくもの。	相談援助業務を行っている職員 自立支援を行っている職員
	173	養育支援訪問事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもので、「養育支援訪問事業の実施について」に基づくもの。	訪問支援者
	174	児童厚生施設(児童遊園を除く)	「児童福祉法」に規定するもので、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの。	相談援助業務を行っている者
	175	親子再統合支援事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもの。	相談援助業務を行っている職員
	176	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもので、「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」に基づくもの。	支援コーディネーター／生活相談支援員 ／就労相談支援員
	177	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもので、「妊産婦等生活援助事業の実施について」に基づくもの。	支援コーディネーター／母子支援員
	178	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもので、「子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて」に規定するもの。	訪問支援員
	179	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもの。	相談援助業務を行っている職員
180	こども家庭センター	「児童福祉法」に規定するもの。	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	
		「母子保健法」に規定するもの。	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	
		「こども家庭センターガイドラインについて」に規定するもの。	統括支援員	
181	地域子育て相談機関	「児童福祉法」に規定するもの。	相談支援業務を行っている職員	
182	上記までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設		当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員	

※以下に掲げる施設・機関は、障害者自立支援法施行に伴い廃止されていますが、過去においてこれらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

	番号	施設種別	職種		
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	183	重度身体障害者更生支援施設	生活支援員/生活指導員		
	184	身体障害者福祉ホーム	管理人		
	185	精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士/精神障害者社会復帰指導員		
	186	経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法の地域生活支援事業)(平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員		
	187	精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設			
	188	知的障害者デイサービスセンター	指導員/生活指導員/相談援助業務を行っている職員		
	189	知的障害者福祉ホーム	管理人		
	190	身体障害者相談支援事業を行って いる施設(市町村障害者生活支援事業)	身体障害者更生施設/身体障害者療護施設 身体障害者福祉センター 身体障害者デイサービスセンター	相談援助業務を行っている職員	
	191	知的障害者相談支援事業を行って いる施設(療育等支援施設事業)	知的障害者更生施設/知的障害者授産施設		
	192	障害児相談支援事業を行っている 施設(療育等支援施設事業)	知的障害児施設/知的障害児通園施設 自閉症児施設/盲ろうあ児施設/難聴幼児 通園施設/肢体不自由児施設/肢体不自由 児療護施設/肢体不自由児通園施設/重症 心身障害児施設		
	193	障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業)	身体障害者デイサービス事業を含む 知的障害者デイサービス事業を含む		
	194	経過的デイサービス事業を行って いる施設 (障害者自立支援法の地域生活支援事業)(平成18年10月～19年3月)			
	195	「障害者110番」運営事業を行って いる施設	相談援助業務を行っている相談員		
	196	知的障害者生活支援事業を行って いる施設	知的障害者通動寮/知的障害者更生施設 知的障害者授産施設/障害者能力開発施設		相談援助業務を行っている職員
	197	高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)		生活援助員
	198	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業			
	199	家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業	電話相談員		
	200	ヴェトナム難民収容施設	相談援助業務を行っている指導員		
	201	子ども家庭相談事業	児童センターにおいて実施する事業 市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	
	202	乳幼児健全育成相談事業	保育所において実施する事業 乳児院において実施する事業		
203	すこやかテレホン事業	青少年相談センターにおいて実施する事業			
204	知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業	都道府県・指定都市等において実施する事業			
205	地域子育て支援センター事業を行って いる施設	相談援助業務を行っている職員			

■(注意1)～(注意7)について

●児童分野

(注意1)：「指導員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意2)：「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意3)：「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意4)：「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

(注意1)～(注意4)共通

これらの職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

●高齢者分野

(注意5)：「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)：「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

●障がい者分野

(注意7)：「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意7)の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■相談援助業務従事期間の計算方法について(重要)

●「相談援助業務」の実務経験の証明には、以下の要件を満たしている必要があります。

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、本表1番～205番の「職種」欄に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し、常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算してください。事業所と雇用関係がない場合や労働時間が短い場合は対象になりません。